

上されますが、それぞれに小区分が設けてありますので、それぞれの勘定科目で処理します。
 期末製品（商品）棚卸高が貸借対照表の商品勘定と同額になります。

旧会計	新会計
	就労支援事業販管費

就労支援事業に係る販売費及び一般管理費を計上処理します。

授産事業費用

旧会計	新会計
	授産事業費用（大区分）

授産事業に係る材料費、商品仕入原価、労務費、外注加工費、経費等を処理します。
 授産事業費用明細書（別紙⑱）によって計算された金額が計上されます

旧会計	新会計
	国庫補助金等特別積立金 取崩額

収入から、減価償却費のマイナス表示となる

* サービス活動外増減の部

旧会計	新会計
	その他のサービス活動 外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 雑収益

為替差益は外国通貨、外貨建金銭債権債務契約（外貨預金も含む）による、円換算によって生じる換算差益をいいます。

雑収益は、社会福祉事業経営に付随して発生する収入で、物品の譲渡、場所の貸付、役務の提供・請負等があります。

旧会計	新会計
	その他のサービス活動 外費用 利用者等外給食費 為替差損 雑損失

利用者等外給食費についてはXI 主な移行前取引と移行後の仕訳処理事例において説明します。

為替差損は外国通貨、外貨建金銭債権債務契約（外貨預金も含む）による、円換算によって生じる換算差損をいいます。

雑損失は現金過不足、医薬品等の棚卸資産の廃棄損、支払損害賠償金、等があり、他のいずれにも属さないサービス活動外による支出をいいます。

* 特別増減の部

旧会計	新会計
	固定資産受贈額

土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品についてこの勘定科目で処理します。なお、資金収支計算書には計上しません。

旧会計	新会計
	拠点区分間固定資産移 管収益（事業区分）

固定資産を移管する場合において、その固定資産が寄附金・補助金、借入金を財源として取得した時は、これらに係る基本金・国庫補助金等特別積立金、借入金も移管先からの事業区分又は拠点区分に移管処理することになります。

旧会計	新会計
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等特別積立金取崩額（除去等） 国庫補助金等特別積立金積立額

国庫補助金等特別積立金取崩額（除去等）が H12年度基準では、収入に計上していましたが、H23年度基準では費用のマイナスで勘定科目が設定されています。

旧会計	新会計
	拠点区分間固定資産移管費用（事業区分）

他の拠点区分への固定資産の移管額をいい、固定資産を移管する場合において、その固定資産が寄附金・補助金、借入金を財源として取得した時は、これらに係る基本金・国庫補助金等特別積立金、借入金も移管先からの事業区分又は拠点区分に移管処理することになります。

<資金収支計算書>

サービス活動増減の部・収益は除く。事業活動計算書と重複する勘定科目については、「〇〇〇費」を「〇〇〇支出」として、読み替えてください。

***事業費**

旧会計	新会計
	管理費返還支出

老人福祉事業における管理費を返還するための支出をいい、貸借対照表の長期預り金勘定との関連性があります。

***施設整備費による収支**

旧会計	新会計
	ファイナンス・リース債務の返済支出

ファイナンス・リース取引の支払リース料で、通常、1年以内返済予定のリース債務の返済額が該当します。

***その他の活動による収支**

旧会計	新会計
	退職給付引当資産取崩収入

積立資産に計上されていた、退職給付引当額の取崩額をいいます。

旧会計	新会計
	長期預り金積立資産取崩収入

長期預り金積立資産の取崩額の収入で、一括徴収分のうち、返還不要となった金額を年度末に取崩した額をいいます

旧会計	新会計
	退職給付引当資産支出

退職給付引当資産へ積立による支出をいいます。

旧会計	新会計
公益事業（収益事業） 会計元入金支出	事業区分間長期貸付金 支出

会計基準の区分方法により変更されており、各事業における返済方法等については法人内で検討する必要があります。

旧会計	新会計
予備費	予備費 予備費 △

経理規程において、予備費は次のように規定されています。

予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。又予備費の使用の場合については予算管理責任者は事前に理事長にその理由と金額を記載した文書を提示し承認を得なければならない。

予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

とされており、H12年度基準においては、増減に関しては一つの勘定で処理していましたが、予備費を取崩した場合は別途の表示するようになりました。従って、予備費の充当については使途明細表等を作成する必要があります。

Ⅶ 年度末の確認事項

①補正予算

予算の流用

予備費の充当

科目間の流用

②平成12年度基準主な貸借対照表残高の照合

普通預金

未収金

仮払金

固定資産と固定資産管理台帳

未払金

預り金

国庫補助金等特別積立金と固定資産管理台帳

③積立預金のチェック

積立預金と積立金

残高証明書と照合

④債権・債務等残高確認

債権残高の精査及び徴収不能額のチェック

債務残高の確認及び前月繰越残のチェック

⑤平成23年度基準資金収支計算書の作成

法人の事業内容により資金収支計算書の作成の様式確認

<財務諸表の様式>

1号の1様式・1号の2様式・1号の3様式・1号の4様式・

サービス区分別

<前期末支払資金残高の確認>

算式

流動資産－流動負債

*引当金（退職給付引当金は固定負債であるので除く）

⑥保育士等処遇改善臨時特例事業及び民間施設給与
等改善費の支給停止の留意事項

職員の支給額の見直し（支給方法等）

資金収支計算書の当期末支払資金残高の確認（運営費収入の
30%以下）

VIII 固定資産管理台帳の精査

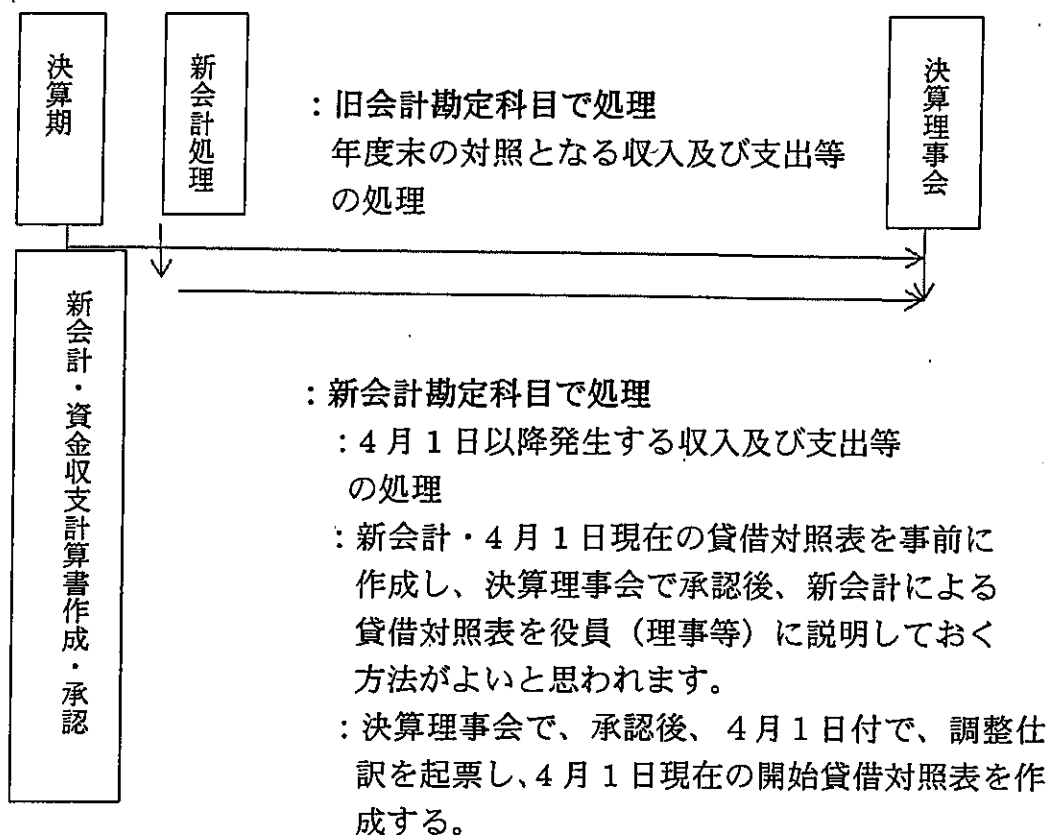
経理規程において、現在高報告するよう規定がありますが、移行前年度の現物と固定資産台帳の照合を行い、又、平成19年3月31日以前に取得した固定資産の減価償却が正しく処理されているか。〒1まで償却ができる資産が未処理になっているかどうかを確認してください。

「平成24年度社会福祉法人新会計基準移行処理について」平成24年11月の研修資料P74減価償却計算について（1）③を参照してください。

IX 平成23年度基準拠点別開始貸借対照表の作成

移行後の4月1日現在の貸借対照表を作成しておく必要があります。決算理事会において移行前の決算について承認を得る必要があります。この、決算理事会の承認までの期間に於いて、移行前の取引と移行後の取引が発生しますので、正しく会計処理が行われているかを確認するためにも必要です。できるだけ、決算理事会において移行後の貸借対照表が提出できるようにしておくことが望ましいと考えられます。

移行後の会計処理の留意



<取引例・仕訳例 ①> 資金収支は除く

4月において、3月分の利用料を国保¥2,000,000 請求した。

移行前 3月末
 (未収金) 2,000,000 (介護保険収入) 2,000,000

移行後 4月 新会計の手順
 ① 勘定科目の組替
 未収金勘定を事業未収金勘定に組替
 仕訳は不要

② 5月に国保から¥2000000 預金口座へ振込まれた。

(現金預金) 2,000,000 (事業未収金) 2,000,000

<取引例・仕訳例 ②> 資金収支は除く

3月分の事務用のボールペン¥2,500と4月分¥1,500のボールペンを4月15日に支払った。

移行前 3月末

(事務費・消耗品費) 2,500 (未払金) 2,500

移行後 4月 新会計の手順

① 勘定科目の組替

未払金勘定を事業未払金勘定に組替

仕訳は不要

② 支払

(事業未払金) 2,500 (現金預金) 4,000

(事務消耗品費) 1,500

X 主な移行処理

① 国庫補助金等特別積立金等の会計処理

<条件>

項 目	記 号	備 考
取得価額	A	
耐用年数	B 年	
償却法	定額法	
減価償却費(年間)	C	
残存価額	D(残存価額10%)	
施設整備補助金	E	
補助金既年数	H 年	

<計算方法 原則法>

$$(E \div B \text{年}) \times H \text{年} = I$$

$$\{E \times (C \div A)\} \times H \text{年} = J$$

国庫補助金等特別積立金の取崩額に関する調整

$$I - J = L$$

(会計基準移行に伴う過年度修正額) L

(国庫補助金等特別積立金) L

C/F 仕訳なし

<取引事例>

移行年度期首(4月1日)から10年前において、以下の内容にての仕訳

建物(〇〇〇施設)の取得価額¥800,000千円

当該建物に係る設備資金借入金¥300,000千円 20年返済¥15,000千円

当該建物に係る施設整備補助金¥390,000千円

建物耐用年数 39年

減価償却方法は定額法

国庫補助金等特別積立金取崩額計算

① 現会計基準の計算

¥390,000千円 ÷ 39年 = ¥10,000千円

¥10,000千円 × 10年 = ¥100,000千円

⑤ 新会計基準の計算

$$[\yen390,000 \text{ 千円} \times (18,461 \div 800,000)] = \yen8,970 \text{ 千円}$$

$$\yen8,970 \text{ 千円} \times 10 \text{ 年} = \yen89,700 \text{ 千円}$$

$$\text{： 減価償却費 } \yen800,000 \times (1 - 0.1) \div 39 \text{ 年} = 18,461$$

⑥ 修正額

$$\yen100,000 \text{ 千円} - \yen89,700 \text{ 千円} = \yen10,300 \text{ 千円}$$

(会計基準移行に伴う過年度修正額) $\yen10,300$ 千円

(国庫補助金等特別積立金) $\yen10,300$ 千円

C/F

仕訳なし

⑦ 設備資金借入金元金償還補助金の会計処理

原則法

移行後において、設備資金元金償還補助金が発生した場合、原則法で、処理することになります。移行前において簡便法で処理した場合は、簡便法と原則法の2つの会計処理をしないといけないので、原則法での処理が望ましいと考えられます。

<条件>

項目	記号	備考
取得価額	A	
耐用年数	B 年	
償却法	定額法	
減価償却費 (年間)	C	
残存価額	D (10%)	

設備資金借入金元金償還補助金年均等額	F	
設備資金借入金元金償還補助金予定総額	G	(年均等額×年数)
償還補助金既入金総額	H	
償還補助金既入金年数	I 年	
国庫補助金等特別積立金取崩額	K	

<計算方法>

積立（過年度の受領額を積立てる処理）

$$F \times I \text{年} = H$$

取崩（過年度分の取崩額を訂正）

$$\{ G \times (1 - 0, 1) \div B \} \times I \text{年} = K$$

<仕訳>

(会計基準移行に伴う過年度修正額) H
(国庫補助金等特別積立金) H

(国庫補助金等特別積立金) K
(会計基準移行に伴う過年度修正額) K

C/F 仕訳なし

<取引事例>

移行年度期首（4月1日）から10年前において、以下の内容の取引仕訳

建物（〇〇〇施設）の取得価額¥800,000 千円

当該建物に係る設備資金借入金¥300,000 千円 20年返済¥15,000 千円

当該建物に係る施設整備補助金 ¥390,000 千円

当該建物に係る設備資金借入金償還補助金 ¥150,000 千円

20 年間 毎年均等 7,500 千円

建物耐用年数 39 年

減価償却方法は定額法

④ 既に入金済の元金償還補助金の総額

¥7,500 千円 × 10 年 = ¥75,000 千円

⑤ 償還補助金の予定総額 ¥150,000 千円

⑥ 移行年度期首までの経過期間に於ける国庫補助金等特別積立金取崩額の累計額

¥7,500 千円 × 10 年 = ¥75,000 千円 (既入金済総額)

国庫補助金等特別積立金の取崩修正

(¥150,000 千円 × (1 - 0.1) ÷ 39 年) × 10 年 = ¥34,615 千円

⑦ 移行年度期首に必要となる国庫補助金等特別積立金の計上金額

④ (会計基準移行に伴う過年度修正額) ¥75,000 千円
(国庫補助金等特別積立金) ¥75,000 千円

⑥ (国庫補助金等特別積立金積立額) ¥34,615 千円
(会計基準移行に伴う過年度修正額) ¥34,615 千円

C/F

仕訳なし

過年度補助金受領額から過年度の不足額をマイナスすれば一つの仕訳でもよいこととなります。

<計算根拠>

¥75,000 千円 - ¥34,615 千円 = ¥40,385 千円

(会計基準移行に伴う過年度修正額) ¥40,385 千円

(国庫補助金等特別積立金) ¥40,385 千円

C/F

仕訳なし

移行年度以降の会計処理は

* 償還補助金の受領額を年度末に積立てる。

* 各年度の減価償却費に補助率を乗じて、国庫補助金等特別積立金を取崩す処理になります。

イ 移行時の特例として「重要性の乏しい場合」と「原則的な方法に代えて調整処理」があります。

* 重要性が乏しい場合

- ・ 新会計基準移行年度において、償還補助金の対象となっている
- ・ 固定資産の耐用年数がほとんど経過している場合は、国庫補助金等特別積立金に計上しない。
- ・ 設備資金元金償還補助金の移行年度以降の金額が重要性に乏しい場合、国庫補助金等特別積立金に積み立て後、受領額全額を

国庫補助金等特別積立金取崩額として計上する。

*特例として、土地取得に係る設備資金元金償還補助金がある場合は、移行年度以前に受領した補助金総額を国庫補助金等特別積立金に計上します。さらに移行年度移行に受領する補助金があれば計上することになります。この補助金対象資産の土地は非償却資産のため減価償却計算（国庫補助金等特別積立金取崩計算）は行いません。

*新会計基準適用の一般的な取引事例

<取引設例>

建物	¥700,000	
財源の内訳		
施設整備補助金	¥350,000	
施設整備元金補助金	¥50,000	
自己資金	¥300,000	
耐用年数（償却率）	35年（0.029）	運用指針1別添2
残存価額	¥0	
減価償却の方法	定額法	
取得時	24年4月	
施設整備元金補助金（当年度交付金）	¥5,000	

*施設整備補助金¥350,000が入金された

B/S・P/L
(現金預金) 350,000 (施設整備等補助金収益) 350,000

C/F
(支払資金) 350,000 (施設整備等補助金収入) 350,000

*施設整備元金補助金・当年度交付金¥5,000が入金された。

B/S・P/L
(現金預金) 5,000 (設備資金借入金元金償還補助金収益) 5,000

C/F

(支払資金) 5,000 (設備資金借入金元金償還補助金収入) 5,000

* 施設整備補助金 ¥350,000、施設整備元金補助金・当年度交付金 ¥5,000 を国庫補助金等特別積立金に繰り入れた

B/S・P/L

(国庫補助金等特別積立金積立額) 355,000

(国庫補助金等特別積立金) 355,000

C/F

仕訳なし

* 決算により、減価償却費と国庫補助金等特別積立金を取崩した

B/S・P/L

(減価償却) 20,300 (建物) 20,300

(国庫補助金等特別積立金) 11,600

(国庫補助金等特別積立金取崩額) 11,600

<計算根拠>

減価償却

$(700,000 - 0) \times 0.029 \times (12 \text{ヶ月} \div 12 \text{ヶ月}) = 20,300$

国庫補助金等特別積立金取崩額

$\yen 20,300 \div 700,000 \times 400,000$ (取得原価に対する国庫補助金の割合) = $\yen 11,600$

③ 減価償却費の会計処理及び確認 (残存価額の確認)

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した固定資産で、耐用年数が到来した固定資産については残存価額 ¥1 まで償却ができますので、固定資産管理台帳の残存価額と照合し未処理の場合は次の会計処理で調整してください。

A 毎会計年度償却額 > 帳簿残存価額

この場合においては、¥1 まで償却ができる。

B 毎会計年度償却額 < 帳簿残存価額

年間減価償却費を数年間償却し最終年度において、残存価額
¥1を残し償却すること。

* 基本的な考え方は上記のとおり。但し、償却額によっては、事業活動収支計算書において、マイナスが発生するおそれがあるので注意を要する。

* 平成19年3月31日以前に取得した、固定資産は耐用年数が到来するまでは従来の方で処理することになります。中途での償却方法の変更は出来ません。

④ リース資産・リース債務

現在、契約されている内容を確認し、所有権移転外ファイナンス・リース取引、所有権移転ファイナンス・リース取引又は、オペレーティングリース取引のどの取引かを確認します。

* リース取引開始日が会計基準移行年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、従来賃貸借処理を行っていたものについては、当該リースが終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理によることができます。従って、現在のリース契約の内容を確認してください。

* 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）別紙1 20 (1)により会計基準移行年度において賃貸借処理から売買処理へ変更することとするが、リース取引開始日が会計基準移行前の取引については次の方法で処理することになります。

: 会計基準移行年度において、賃貸借処理から売買処理に変更し、リース取引開始時から売買処理を適用した場合の会計基準移行年度期首までの減価償却累計額をリース料総額から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。なお、リース資産計上額とリース債務計上額の差額は過年度の収益又は費用として調整する。

: 会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額を

取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものと
してリース資産・リース債務を計上する方法。未経過リ
ース料期末残高相当額を取得価額とした場合は、会計基
準適用後の残存期間における利息相当額については利
息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期
に定額で配分することができる。

- * 会計基準移行後の取引で重要性の乏しい場合は「賃貸借
処理」ができます

重要性の乏しいリース契約
* リース契約1件あたりリース料の総額が300万円 以下のリース取引等少額のリース資産。
* リース期間が1年以内のリース取引。

⑤ 引当金

- * 退職給付引当金、賞与引当金及び徴収不能引当金については、社会
福祉法人会計基準・第1章・2一般原則（4）重要性の乏しいもの
については、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の
適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法による
ことができる。（注2）

（注2）重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

（3）引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上
しないことができる。

重要性の乏しいと認められる場合

主に次の点から考慮することになり、法人で判断することになり
ます。

：事業活動収入

：資産総額

：当期末繰越活動増減差額（当期末支払資金残高）

* 現基準では、引当金戻入を収入計上し、対応する費用をそのまま計上する方法（洗替法）の会計処理を行っていました。

新会計基準では引当金は次の勘定で処理することになります。

	繰 入	戻 入
賞与引当金	サービス活動増減の部・費用・人件費・賞与引当金繰入	
徴収不能引当金	サービス活動増減の部・費用・徴収不能引当金繰入	特別増減の部・収益・徴収不能引当金戻入益
退職給付引当金	サービス活動増減の部・費用・人件費・退職給付費用	

<その他の引当金>

新会計基準で認められない引当金が計上されている場合、「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」別紙2 1 共通事項（3会計基準移行年度における過年度分の収益又は費用の取扱いについて）により処理することになります。

（〇〇引当金）×××（会計基準移行に伴う過年度修正額）×××

XI 主な移行前取引と移行後の仕訳処理事例

① 債権仕訳

介護老人福祉施設

H12年度基準	H23年度基準
*介護保険〒〇〇〇国保へ請求した (未収金) 〇〇〇 (介護保険収入) 〇〇〇	*介護保険〒〇〇〇国保へ請求した (事業未収金) 〇〇〇 (介護報酬収益) 〇〇〇

*介護報酬2月分〇〇〇入金された (現金預金) 〇〇〇 (未収金) 〇〇〇	*介護報酬2月分〇〇〇入金された (現金預金) 〇〇〇 (事業未収金) 〇〇〇
---	---

措置施設（老人福祉施設・児童養護施設）

H12年度基準	H23年度基準
	*〇月分の措置費（人件費・事業費・事務費）が未入金である (事業未収金)〇〇〇 (事務費収益) 〇〇〇 人件・事務の計 (事業費収益) 〇〇〇 事業の計

保育所

H12年度基準	H23年度基準
	*〇市からの運営費が未入金である。 (事業未収金)〇〇〇 (保育所運営費収益) 〇〇〇 *〇市からの補助金が未入金である。 (事業未収金)〇〇〇 (補助金事業収益) 〇〇〇 *〇市からの延長保育料・一時預かり等の委託料が未入金である。 (事業未収金)〇〇〇 (受託事業収益) 〇〇〇

就労支援事業

H12年度基準	H23年度基準
	*製造した〇を売り上げた (現金預金) 〇〇〇 (製造製品事業収益) 〇〇〇

	<p>* 購入した〇を売り上げた (現金預金) 〇〇〇 (仕入商品事業収益) 〇〇〇</p> <p>* 加工した〇を売り上げた (現金預金) 〇〇〇 (受託加工事業収益) 〇〇〇</p> <p>* 製造した〇を法人内の事業所に売り上げた (拠点区分間貸付金) 〇〇〇 (製造製品事業収益) 〇〇〇</p> <p>* 製造した〇を給食用として費消した (給食費) 〇〇〇 (製造製品事業収益) 〇〇〇</p> <p>* 市から〇の委託料の入金があった (現金預金) 〇〇〇 (受託事業収益) 〇〇〇</p>
--	--

障がい福祉サービス

H12年度基準	H23年度基準
	<p>* 〇月分介護系サービス・訓練系サービス・特別対策費・市町村の軽減措置の助成額を国保連に請求した。 (事業未収金) 〇〇〇 (介護給付費収益) 〇〇〇 (未収補助金) 〇〇〇 (補助金事業収益) 〇〇〇 (事業未収金) 〇〇〇 (訓練等給付費収益) 〇〇〇</p>

② 費用仕訳

* 「保険等査定減」サービス活動増減の部・収益

国保連の審査により減額されたもの、又は前年度以前の請求分の返戻については、金額が僅少のものを除き「保険等査定減」として処理します。

<仕訳>

(保険等査定減) ○○○ (事業未収金) ○○○

返戻があった月に反対仕訳を行い、その返戻に係る請求額を未収計上額から減額し、返戻の再請求を改めて再請求月の請求額に含めて計上する方法が、毎月の未収金残高が正しく計上されます。

返戻とは介護給付請求後、審査により請求の全部又は一部返還されることがあり、このことをいいます。

返戻については国保連が支払手続を行っていませんので、事務手続きの不備に関しては再請求が可能となります。

* 利用者等食費

その他のサービス活動外収益

(仕訳例)

○月分職員の給与○名分¥1,000,000 から次の控除額を差引いた金額を各人の口座に振込んだ。

支給総額	¥1,000,000
控除額	
社会保険料	¥150,000
雇用保険料	¥10,000
所得税・住民税	¥20,000
職員給食利用料	¥30,000
差引支給額	¥790,000

借方		貸方	
(人件費・職員給料)	1,000,000	(流動資産・現金預金)	790,000
-		(流動負債・職員預り金)	180,000

(その他のサービス活動外収益
・利用者等外給食収益) 30,000

C/F

借方		貸方	
(人件費・職員給料支出)	1,000,000	(支払資金)	970,000
		(その他の収入・ 利用者等外給食費収入)	30,000

* 利用者負担軽減による市町村からの助成金

<仕訳>

(現金預金又は事業未収金) ○○○ (補助金事業収益) ○○○

* 固定資産受贈額

支払資金の増減に影響のしない固定資産(現物)の寄附を受けた場合にこの勘定で処理します。

なお、經常経費に対する寄附物品であれば、經常経費寄附金収益(經常経費寄附金収入)として処理します。又、飲食物等で即日消費されるもの、社会通念上受取寄附金として取扱うことが不適当なものについては処理しなくてよいとされています。(社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 別紙19寄附金の扱い)

<仕訳>

(資産名 ○○○) ○○○ (固定資産受贈額) ○○○

* 固定資産移管収益(費用)

固定資産を移管する場合、H12年度基準では、経理区分間繰入金勘定で処理していましたが、H23年度基準(新会計基準)では固定資産移管収益(費用)の勘定で処理することになります。

す。なお、移管する固定資産が、補助金等を財源として取得した場合は、国庫補助金等特別積立金（寄附金の場合は基本金）も移管先の区分へ振替処理することになりますので、固定資産の取得内容を確認する必要があります。

<仕訳>

移管先

(資産名 ○○○) ○○○ (○○○固定資産移管収益) ○○○

移管元

(○○○固定資産移管費用) ○○○ (資産名 ○○○) ○○○

* 管理費返還支出（資金収支計算書のみ）

軽費老人ホームにおける「長期預り金」等を返還した場合この勘定科目で処理します。

B/S

(長期預り金) ○○○ (現金預金) ○○○

C/F

(管理費返還支出) ○○○ (現金預金) ○○○

③ 介護処遇改善交付金

老人施設関係

大区分 介護保険事業収益

中区分 施設介護料収益

小区分 介護報酬収益

小区分 介護処遇改善交付金

障がい施設関係

大区分 障がい福祉サービス事業収益

中区分 自立支援給付費収益

小区分 介護給付費収益
小区分 訓練等給付費収益

なお、当交付金の決算期の会計処理については、次のとおり処理することになります。

介護職員改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の介護単価を乗じて得た金額を毎月の介護報酬と併せて請求し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が生じた場合にはその額を返還することになっている。(貸金改善実施期間満了時に実績報告上の余剰金(執行残)があれば県に返還する。)

事業年度交付金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年3月支払分まで(12ヶ月)としその交付金の額の根拠となる介護サービスは原則として、当該年の2月から翌年1月までに提供された介護サービスとなる。

* 実績報告及び返還の会計処理

: 精算時返還の仕訳

期末までに返還額が確定し支出する場合

(施設介護料収益) ○○○ (現金預金) ○○○

: 期末までに返還額が確定するが翌期になる場合

(施設介護料収益) ○○○ (その他の未払金) ○○○

* 通常の会計処理

: 請求時

(事業未収金) ○○○ (施設介護料収益) ○○○

: 入金時

(現金預金) ○○○ (事業未収金) ○○○

* 未執行助成金の会計処理

3月末まで（12月～3月）に収入計上した交付金額のうち3月末まで（1月～3月）に賃金改善額として支出していない額。賃金改善実施期間が満了していない執行残をそのままにしていると、当期の事業活動増減差額に加算されるため、決算整理として未執行額を、「前受金」として処理します。

（決算期）

（施設介護料収益）○○○（前受金）○○○

（翌期の期首振替）

（前受金）○○○（施設介護料収益）○○○

* 前受金に計上する要因

国保に請求した段階で、事業未収金に計上し、全額を収益に計上するため、既支出額のみが費用に計上されることになるが、この場合には未執行額が上記の（2）で説明したように当期活動増減差額となり、翌期における執行時に損失に計上することになり、適正な処遇改善の状況を示さないこととなります。

このため、処遇改善交付金が精算期間終了後に未執行であれば返還する取扱いとなっているため、「前受金」で処理することとなります。

障害福祉サービス提供による介護職員処遇改善交付金の会計処理

* 通常の会計処理

：請求時

（事業未収金）○○○（自立支援給付費収益）○○○

: 入金時

(現金預金) ○○○ (事業未収金) ○○○

* 実績報告及び返還の会計処理

: 精算時返還の仕訳

期末までに返還額が確定し支出する場合

(自立支援給付費収益) ○○○ (現金預金) ○○○

: 期末までに返還額が確定するが翌期になる場合

(自立支援給付費収益) ○○○ (その他の未払金) ○○○

* 未執行助成金の会計処理

3月末まで(12月～3月)に収入計上した交付金額のうち3月末まで(1月～3月)に賃金改善額として支出していない額。賃金改善実施期間が満了していない執行残をそのままにしていると、当期の事業活動収支差額に加算されるため、決算整理として未執行助成金を「前受金」として処理します。

(決算期)

(自立支援給付費収益) ○○○ (前受金) ○○○

(翌期の期首振替)

(前受金) ○○○ (自立支援給付費収益) ○○○

* 前受金に計上する要因

上記(2)の項で説明したとおり

④ 保育士等処遇改善臨時特例事業の収入

大区分 その他の事業収益
中区分 補助金事業収益
小区分 保育士等処遇改善交付金

: 請求時

(事業未収金) ○○○ (補助金事業収益) ○○○

: 入金時

(現金預金) ○○○ (事業未収金) ○○○

: 精算時返還の仕訳

期末までに返還額が確定し支出する場合

(補助金事業収益) ○○○ (現金預金) ○○○

: 期末までに返還額が確定するが翌期になる場合

(補助金事業収益) ○○○ (その他の未払金) ○○

3月末まで(12月~3月)に収入計上した交付金額のうち3月末まで(1月~3月)に賃金改善額として支出していない額。賃金改善実施期間が満了していない執行残をそのままにしていると、当期の事業活動増減差額に加算されるため、決算整理として未執行額を、「前受金」として処理します。

(決算期)

(補助金事業収益) ○○○ (前受金) ○○○

(翌期の期首振替)

(前受金) ○○○ (補助金事業収益) ○○○

* 前受金に計上する要因

上記（２）の項で説明したとおり

XII 主な資金運用上の取扱い

（１） 資金使途の制限

条件

資金収支計算書の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内で資金の移動が認められています。

- ① 資金の繰入れは、事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金の移動で清算を要しないものをいいます。但し、運用通知においてそれぞれ制限が設けてあり、社会福祉事業からの公益事業及び収益事業への繰入は使途制限の範囲内において認められています。但し、年度内に補填を義務付けられています。但し、公益事業及び収益事業から社会福祉事業区分へ資金の繰入は良いこととなります。
- ② 資金の組替使用（資金の貸借）は資金の一部を一時的に組替使用することをいい、当該年度に清算しなければなりません。このことは平成23年度新会計基準でも変更はありません。そのうち、公益事業及び収益事業から社会福祉事業区分へ資金の貸付（組替）は良いことになっており、「事業区分間〇〇貸付金・借入金」の勘定科目で処理することになります。
なお、介護保険事業においては老発188号通知の第2の3の（3）においては「他の社会福祉事業等又は公益事業もしくは収益事業でない事業」すなわち介護保険事業への組替使用した資金は年度内補填を義務づけていないため、「拠点区分間〇〇貸付金・借入金」の勘定で処理することになります。

「貸付金・借入金」等の勘定科目で処理した場合は、理事会等にて返済の条件を検討し、貸借の対象となった事業所の収支状況を予測・チェ

ックし、お互いの事業所の運営に支障きたさない範囲内で貸付額・返済額等を決定する必要があります

- * 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について
(老発第 0329 号第 3 号・平成 24 年 3 月 29 日)

「特別養護老人ホームにおける移行時特別積立金の使用について(疑義回答)」において、移行時特別積立金及び移行時特別積立預金の取崩については当該特別養護老人ホームの施設サービスが適切に行われており、かつ安定的経営が確保されていると都道府県知事等が認める場合は取崩して良いとされています。介護保険料収入を財源としての施設整備に使用する優先性がなくなり、予算執行面での自由裁量の幅が出てきます。

積立金及び積立預金の取崩し

当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(但し、旧社会福祉医療事業団からの借入金の繰上償還のための経費を除く)に充てるときは予め理事会の承認を得て取崩することができます。

- a 社会福祉法第 2 条に規定する第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業
- b 社会福祉法 26 条 1 項に規定する公益事業

資金の運用 (平成 12 年度以降における運用上の取扱い)

施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金使途に制限を設けないことになっていますが、次の経費に充てることはできないことになっていきますので、留意する必要があります。

- a 収益事業に要する経費
- b 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流失(貸付を含む)に属する経費
- c 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

* 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱い
について

(障発第 0330003 号 平成 19 年 3 月 30 日)

積立金及び積立預金の取崩し

移行時特別積立金及び移行時特別積立預金は次のいずれかの経費に充てるときは予め理事会の承認を得て取崩すことができます。

- (1) 支援費制度から、障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における「指定障害者支援施設等」の当初の運転資金（いわゆる、つなぎ資金）で平成 18 年 10 月又は移行月における費用算定見込額の 3 か月分を限度とする額
- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費
- (3) 当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(但し、旧社会福祉医療事業団からの借入金の繰上償還のための経費を除く)
 - ① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業
 - ② 社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する公益事業

資金の運用（平成 18 年 10 月以降における運用上の取扱い）

自立支援給付費を主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金使途に制限を設けないことになっていますが、次の経費に充てることはできないことになっていきますので、留意する必要があります。

- (1) 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人が行う社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する収益事業に要する経費
- (2) 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人外への資金の流失（貸付を含む）に属する経費。
但し、欠損金を補填する場合を除く
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

* 措置費施設の運営費に関する弾力措置

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）

（雇児発 0328 第 1 号・社援発 0328 第 5 号・老発 0328 第 2 号
平成 24 年 3 月 28 日）

運営費の弾力運用が認められる要件

- 1 適正な法人運営が確保されていると認められること。
- 2 適正な施設運営が確保されていると認められること。
- 3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
- 4 利用者本位のサービス提供のため毎年度入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知、又は第三者評価の受審及び公表等が実施されていること。

上記の要件を実施されている施設に関しては運営費の弾力運用が原則として認められています。

運営費の使途範囲（原則）

- ・ 人件費：給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一部の経費
- ・ 管理費：物件費・旅費等施設の運営に必要な経費
- ・ 事業費：入所者の処遇に必要な一部の経費

前期末支払い資金残高の取扱いについて

予め、理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水費等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において次の経費に充当することができます

- (1) 法人本部の運営に要する経費
- (2) 同一法人が運営する社会福祉法 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の運営に要する経費
- (3) 同一法人が運営する公益事業のうち、事業規模が小さく社

会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費。但し、公益事業への繰入は当該施設の前期末支払資金残高の10%が限度とされています。

上記の経費に充当するために当初予算において「前期末支払資金残高」を取崩して計上することもできます。このことは、その計上分だけ「当期資金収支差額」がマイナスになってもよいこととなります。

- * 「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて
（雇児保発 0330 第3号 平成24年3月30日）

運営費の使途範囲（原則）

- ・ 人件費：保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一部の経費
- ・ 管理費：物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費
- ・ 事業費：保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費

運営費の弾力運用が認められる前提条件

- ：適正な施設運営の確保
- ：保育対策等促進事業等の実施
- ：会計基準に基づく経理に移行（平成27年3月31日付で廃止9
- ：社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供すること
- ：毎年度第三者評価の受審と公表又は苦情解決の仕組みの周知と第三者委員の設置及び入所者等からのサービスに係る苦情内容と解決結果の定期的公表

上記の5条件の実施状況により、それぞれ弾力的措置が決められています。これらのすべての条件に該当する場合、前期末支払資金残高の取崩しの特例により、充当ができる経費等があります。（詳細は児発第299号局長通知を参照）

<主な運用通知>

* 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）

（雇児発 0328 第 1 号・社援発 0328 第 5 号・老発 0328 第 2 号
平成 24 年 3 月 28 日）

* 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（課長通知）

（雇児福発 0328 第 1 号・社援基発 0328 第 1 号・障障発 0328 第 1 号・老高発 0328 第 1 号 平成 24 年 3 月 28 日）

特 養・・・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて

（老高発 0329 号第 1 号 平成 24 年 3 月 29 日）

措置費・・・措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（社援基発第 0128001 号 平成 17 年 1 月 28 日）

障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱い（障発第 0330003 号 平成 19 年 3 月 30 日）

保育所運営費・・・「保育所運営費の経理等について」

（雇児発 0330 第 20 号）

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 通知の施行について（抄）

（雇児発 0405 第 15 号 平成 24 年 4 月 5 日）

社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（社援発第 0606001 号 平成 19 年 6 月 6 日）

今後、資金運用上取扱いについての通達があるので、内容について確認しながら適正な資金運用をおこなってください。

又、平成 27 年 3 月 31 日付で廃止される通達もあるので留意してください。

XIII 積立金・積立資産の積立時期について

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）別紙1 19 積立金と積立資産について」において次のとおり記載されています。

「19 積立金と積立資産について

(1) 積立資産の積立て

会計基準注解（注20）において積立金を計上する際は同額の積立資産を積立てることとしているが、資金管理上の理由から積立資産の積立てが必要とされる場合は、その名称・理由を明確化したうえで積立金を積立てずに積立資産に計上できるものとする（別紙⑧「積立金・積立資産明細書」参照）

(2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の財務諸表に反映させるのであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2ヶ月を超えないうちに行うものとする

原則的処理は事業活動計算書上の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰金が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積立てることができる。計上する際は、積立の目的を示す名称を付して同額の積立資産を積立てるとされています。なお(2)において積立資産の計上時期については、実務上、預金口座への入金は翌会計年度でもよいこととなります。

又、(1)において、資金管理上の理由から積立資産の積立てが必要とされる場合は、その名称・理由を明確化したうえで積立金を積立てずに積立資産に計上できるものとする（別紙⑧「積立金・積立資産明細書」参照）とされており、積立金及び積立資産への計上処理については十分留意する必要があります。

<仕訳>

(2) の場合

年度末

B/S・P/L

(〇〇〇積立金積立額) ××× (〇〇〇積立金) ×××

翌年度決算理事会終了後、資金を積立資産を預け入れた

B/S

(〇〇〇積立資産) ××× (現金預金) ×××

C/F

(〇〇〇積立資産支出) ××× (支払資金) ×××

このことは、事業活動計算書により、当期活動増減差額の処分として積立金が予算どおりにできたので、資金的な裏付けは遅くてもよいと考えられます。「法人の自主的経理」を文書化したものと考えられます。

<注意事項>

就労支援事業・授産事業等の積立金は上記の(1)(2)が適用されないことに注意をする必要があります。積立金を計上する場合、同額の積立資産を同時に計上することになります。

<留意事項>

当期末支払資金残高等の上限ガイドラインの計算（保育所・措置施設）

当期末支払資金残高等の上限とは、運営費の適正な執行により、適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した運営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するもので、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費の収入の30%以下の保有とすることとされています。

従って、実務上は1月又は2月の段階で「当期末支払資金残高」の限度額を把握したうえで、計画的な目的積立資産への積立ての実施、これより先に、補正予算化が必要です。また、前期末支払資金残高の取崩しの妥当性についてもチェック・確認をすることが重要です。

また、「19積立金と積立資産について」の(1)・(2)の場合は、注記欄の「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」の(法人全体15・拠点区分12)に要因と計上処理する時期を記入することがよいと考えられます。

積立金に計上処理する場合、翌年度4月以降の資金計画を立案した上で計上金額を検討すべきであり、資金確保ができない等最悪のケースを想定する必要があります。このため、積立金と積立資産は同額、同時期に計上することが望ましいと考えられます。

法人の経営計画（経営戦略）が策定され、目標設定の進捗状況のチェックをする上で重要なことであり、特に、内部留保については、計画性をもった内部留保であるかどうか重要なポイントとなります。

XIV 附属明細書（法人全体・拠点区分）

法人全体として作成すべき明細書と拠点区分で作成する附属明細書を次のとおり作成しなければなりません。又財務諸表に対する注記（法人全体・拠点区分用）も記載すべき内容について確認する必要があります。

	法人全体	拠点区分	サービス区分
	①基本財産及びその他の固定資産の明細書 ②引当金明細書 ③拠点区分資金収支計算書 ④拠点区分事業活動明細書 ⑤借入金明細書 ⑥寄附金収益明細書 ⑦補助金事業等収益明細書 ⑧事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ⑨事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 ⑩基本金明細書 ⑪国庫補助金等特別積立金明細書	①積立金・積立資産明細書 ②サービス区分間繰入金明細書 ③サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 ④就労支援事業別事業活動明細書 ⑤就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） ⑥就労支援事業製造原価明細書 ⑦就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） ⑧就労支援事業販管費明細書 ⑨就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） ⑩就労支援事業明細書 ◆	

		<p>①就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）◆ ②授産事業費用明細書</p> <p>◆印については、サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上額が5000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により製造業務、販売業務に係る費用を区分することが困難な場合に、「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」に替えて作成することになる。</p>	
--	--	---	--

XV その他

①小口現金制度導入（事務の煩雑化を避けるため）

小口現金制度において、一か月の各費目ごとの合計額を仕訳処理すればよく、事務の煩雑化を避けることができます

但し、次の点については留意する必要があります。

- * 小口現金制度の規程を作成（定額及び支払限度額等）
- * 拠点別及びサービス区分別に制度を設けることについては、法人内で検討を行う。
- * 出納簿の作成
- * 執行伺・支払調書の決済については決裁規程により、責任者の印が必要、領収書を執行伺・支払調書に添付する。

利用者小口現金立替制度導入により、(但し、規程を設けること)事務の煩雑化を避けることも必要と考えられます。

②ソフトの運用

- : 移行時の留意点
- : 共通費の按分
- : 内部取引の消去

③会計システムにおいて、自動仕訳の機能を活用する場合(例 事業活動計算書の科目で入力すると、自動仕訳により資金収支計算書に反映される場合)には自動仕訳で対応する勘定科目の設定もあわせて見直す必要があります。

④新会計基準による、資金収支計算書の当期末支払資金残高の計算式は次のとおりです

流動資産－流動負債

上記算式から次のものを除く

- * 1年基準により、固定資産・固定負債から振替えられたもの
- * 引当金(退職給付引当金は固定負債であるので除く)
- * 棚卸資産(貯蔵品を除く)

参考文献

社会福祉法人新会計基準「Q&A・資料」全国社会福祉協議会
「社会福祉法人の会計実務」TKC 永田智彦・田中 正明著
「社会福祉法人の新会計規則集」 全国老人施設協議会
編者 宮内忍・宮内眞木子

